

妙高市木造住宅耐震化推進事業

地震になんか負けない！ すすめよう！

あなたの住まいの地震対策

妙高市は大切なお住まいの耐震化を全力でサポートします。

いますぐ！
耐震診断



しっかり！
補強設計



これで安心！
補強工事

昭和56年5月31日以前に建築された木造2階建て住宅が対象となります！
高床式住宅も診断できます！！
この機会にぜひ、ご利用ください！

【耐震化の手順】

ステップ1
窓口相談

…まずはご相談ください。担当者が、わかりやすく説明します。

ステップ2
耐震診断

… 無料で耐震診断ができます！

ステップ3
補強設計

… **最大20万円**の補助金がでます！

ステップ4
補強工事

… **最大85万円**の補助金がでます！

お問合せ先…

お気軽にお電話ください

妙高市役所 建設課

TEL 74-0026(直通)

耐震診断

対象住宅	● 昭和56年5月31日以前に着手された2階建て以下の木造住宅 (高床式住宅の場合は、事前に現場確認させていただきます。)										
個人負担額	無 料										
診断士派遣 業務受託機関	● あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 診断士の派遣につきましては、本市とあいおいニッセイ同和損害保険(株)との「地方創生に関する包括連携協定」に基づき、上記の機関に業務の一部を委託しています。										
診断士	● 日本木造住宅耐震補強事業者協同組合が認定する耐震技術認定者が診断します。										
ワンポイント アドバイス	<p>※ 耐震診断の結果は、「上部構造評点」で判定されます。</p> <p>1.0未満と判定された住宅は、耐震補強工事をおすすめします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>上部構造評点</th> <th>判 定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.5以上</td> <td>倒壊しない</td> </tr> <tr> <td>1.0以上～1.5未満</td> <td>一応倒壊しない</td> </tr> <tr> <td>0.7以上～1.0未満</td> <td>倒壊する可能性がある</td> </tr> <tr> <td>0.7未満</td> <td>倒壊する可能性が高い</td> </tr> </tbody> </table> <p>上部構造評点を1.0以上とする補強設計と補強工事が必要となります。</p> <p>※ 耐震診断をすると、現在の自宅の耐力や、家のどの部分が地震に弱いのがわかります。</p>	上部構造評点	判 定	1.5以上	倒壊しない	1.0以上～1.5未満	一応倒壊しない	0.7以上～1.0未満	倒壊する可能性がある	0.7未満	倒壊する可能性が高い
上部構造評点	判 定										
1.5以上	倒壊しない										
1.0以上～1.5未満	一応倒壊しない										
0.7以上～1.0未満	倒壊する可能性がある										
0.7未満	倒壊する可能性が高い										

補強設計

対象住宅	● 市の補助制度を利用して耐震診断を行った住宅
補助金額	● 設計費用の2/3以内 限度額20万円
ワンポイント アドバイス	<p>※ 「一般補強設計」と「部分補強設計」のどちらかを選べます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般補強設計 (上部構造評点が1.0未満と診断された住宅) <ul style="list-style-type: none"> ・住宅全体を補強して、上部構造評点を1.0以上とする設計 ○ 部分補強設計 (上部構造評点が0.7未満と診断された住宅) <ul style="list-style-type: none"> ・住宅全体を補強して、上部構造評点を0.7以上とする設計 又は、 ・2階建て住宅の1階部分の上部構造評点を1.0以上とする設計 <p>※ 補強設計を行うと、家を補強する場所や方法と、工事にかかる費用がわかります。</p>

補強工事

対象住宅

● 市の補助制度を利用して耐震診断と補強設計を行った住宅

補助金額

区分		補助率	限度額
一般補強工事		1/3以内	85万円
部分補強工事	一般世帯	1/3以内	50万円
	高齢者世帯		60万円
シェルター設置 (防災ベットを含む)	一般世帯	1/2以内	15万円
	高齢者世帯		35万円

- ※1 高齢者世帯とは、65歳以上の方又は、障がい者（身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付を受けている方）の方と同居する世帯です。
- ※2 シェルター（防災ベットを含む）は1階に設置可能で、公的機関の認定品に限ります。
- ※3 シェルター（防災ベットを含む）は昭和56年5月31日以前に建築された木造2階建て以下の住宅であれば、耐震診断を受けなくても、補助対象となります。

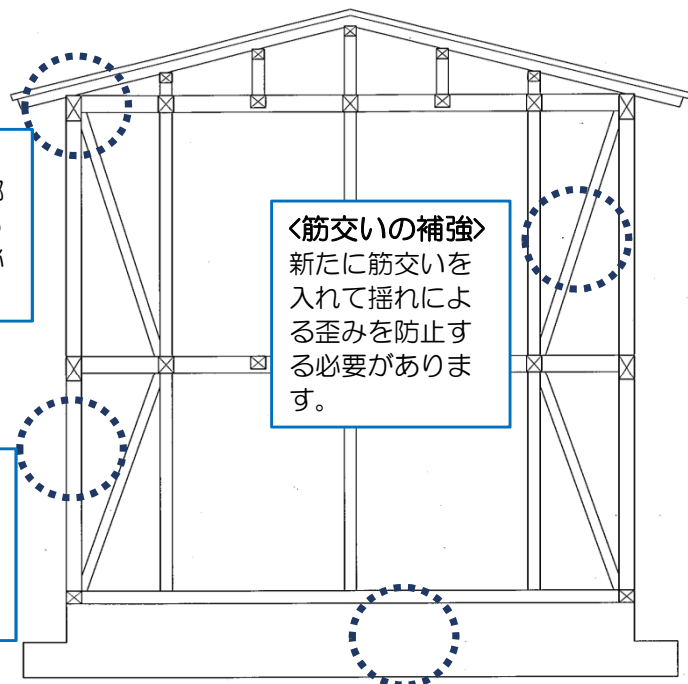
ワンポイント
アドバイス

※ 補強工事は、耐震性が不十分な住宅に、次のような補強を行い、耐震性能を向上させることをいいます。

〈接合部の補強〉
部材が接合する部分を金物等でしっかりと固定する必要があります。

〈筋交いの補強〉
新たに筋交いを入れて揺れによる歪みを防止する必要があります。

〈壁の補強〉
新たに壁を増やしたり既存の壁を補強する必要があります。



〈基礎の補強〉
基礎の強度が不十分な場合は基礎から直し、土台としっかりつなぎ合わせる（緊結）必要があります。

よくある質問 Q&A

Q. 耐震診断は誰が行うのですか。また、診断にかかる時間はどのくらいですか。

A. 耐震診断は、あいおいニッセイ同和損害保険(株)から「耐震技術認定者」が派遣され、正確な診断を行いますのでご安心ください。現地調査は、住宅の外部、内部の調査に1日程度かかり、その後、診断結果が出るまでには1ヶ月程度かかりますので、お早目に市役所建設課へお申し込みください。

Q. 耐震診断を行うと、必ず補強設計や補強工事をやらなければいけないのですか。

A. 補強設計と補強工事は、耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満であった場合に必要となりますが、実施については任意となりますので、まずはお気軽に耐震診断を行ってください。ご不安な点は建設課にご相談ください。

Q. 補強設計はどこにお願いすればいいですか。また、費用はどれくらいかかりますか。

A. 補強設計については、耐震診断を行った耐震診断士におたずねください。また、建設課でもご相談を承ります。費用は概ね30～50万円程度かかりますが、市の補助金（費用の2/3以内、限度額20万円）が出ますので、ご活用ください。

Q. 高齢の単身者です。使っている部屋が限られているので、そこだけの補強工事はできますか。

A. 寝室等を中心に、1階だけを補強する部分補強工事も可能です。補助の対象にもなりますので安心してご相談ください。

Q. 法律が厳しくなって、耐震診断が義務化されると聞きましたが、どうすれば良いのですか。

A. 耐震改修促進法が改正され（平成25年11月25日施行）、住宅を含むすべての建築物について耐震診断が努力義務化されました。市では、法律の改正に合わせて、妙高市耐震改修促進計画を改定し、平成28年4月1日から新たな計画で、住宅の耐震化を進めています。住宅の耐震診断も努力義務ではありますが、ご自宅の地震に対する耐力を知ることが、耐震化の第一歩となりますので、1日も早い地震対策をお勧めします。

Q. 耐震改修を行うと、税金が控除されると聞きましたが、本当ですか。

A. 昭和56年5月31日以前に建築された住宅の耐震改修を行った場合、所得税の特別控除（工事に要した費用の10%相当額、最大25万円）を受けることができます。詳しくは、建設課にお問合せください。

Q. 高床式住宅は全て耐震診断ができますか。

A. 新たに高床式住宅が耐震診断の対象となりました。ただし、高床式住宅は様々な形態がありますので、建設課の職員が現地を事前確認します。まずは窓口にご相談ください。